

青少年に拡大する大麻の乱用防止対策について

1 概要

県内の薬物乱用の状況は、覚醒剤事犯による検挙者数は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移している。

昨年6月、県内の大学生を含む若者10人が大麻の所持等で摘発されるなど、特に青少年の大麻乱用は、急激な広がりを見せており、極めて憂慮すべき状況にある。

このような状況を踏まえ、大麻の危険性や有害性に関する正しい知識の普及に努めるなど、青少年をターゲットにした、広報・啓発活動の充実・強化を図っている。

2 県内の薬物乱用の状況（警察庁・県警本部）

＜県内の薬物事犯による検挙者数の推移＞

(人)

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2.6
覚醒剤	静岡県	272	314	286	259	281	207	83
	うち青少年 (青少年の占める割合)	26 (9.6%)	42 (13.4%)	39 (13.6%)	44 (17.0%)	48 (17.1%)	25 (12.1%)	未公表
	全国検挙者数	10,958	11,022	10,457	10,113	9,868	8,584	3,837
大麻	静岡県	56	64	107	115	124	147	70
	うち青少年 (青少年の占める割合)	21 (37.5%)	30 (46.9%)	60 (56.1%)	58 (50.4%)	51 (41.1%)	62 (42.2%)	53 (75.7%)
	全国検挙者数	1,761	2,101	2,536	3,008	3,578	4,321	2,261
あへん	0	0	1	1	0	0	未公表	
麻薬等	23	19	15	9	13	24	2	
シンナー	6	11	1	5	1	2	未公表	
指定薬物*	24	29	10	5	1	2	2	
計	381	437	420	394	420	382	—	

* H26.1.1から統計に追加

3 課題

県内における大麻検挙者は、平成27年から増加傾向に転じて、5年連続で増加しており、令和元年は147人であり、過去最多を記録した。そのうち4割余は10代・20代の青少年であり、特に若年層に大麻の乱用が拡大している状況にある。大麻の乱用拡大の原因として、インターネットなどで「大麻は害がない」、「大麻はタバコより安全」といった誤った情報が流布されていること、SNSやスマートフォンの普及により大麻が入手しやすい状況にあること、大麻の使用形態が多様化していることなどが影響していると指摘されている。

このため、若い世代のうちから、繰り返し、大麻の危険性や有害性などの正しい知識を広報・啓発していく必要がある。

4 青少年をターゲットにした新たな取組（令和2年度～）

大麻が青少年に広がりを見せている現状を踏まえ、これまでの取組に加え、今年度は、次のとおり新たに取組を行った。

(1) 薬学講座テキストのリニューアル

県内全ての小学校（5又は6年生）・中学校・高等学校で実施している「薬学講座」のテキストへ大麻の危険性、新たな使用形態の記述など、内容の充実を図った。

(2) Twitter、YouTube等の活用

若者の多くが利用するTwitter、YouTubeなどを活用し、若者を意識した内容で積極的に情報発信を行った。

(3) 学生との連携

デザイン専門学校の学生の協力を得て、若者目線の、若者に受け入れられやすい啓発ポスターを作成した。

(4) 事業所との連携

これまで学域を中心に行ってきた啓発活動に加え、企業や事業所などの地域社会の協力を得て、職域・地域における広報・啓発活動の強化を図った。

5 これまでの主な取組

(1) 薬物乱用防止教育

取組	内容	実施状況
薬学講座	県内全ての小学校（5年生又は6年生）、中学校及び高等学校を対象に開催（対象：937校）	241校 (25.7%) (9月末現在)
大学生等を対象とした薬物乱用防止講習会	県内全ての大学及び専修学校の新入生等を対象に開催（対象：43校）	39校 (90.7%)
スキルアップ研修会	薬物情勢や最新の情報等を提供（対象：薬学講座等の講師）	3箇所 150名

(2) 監視指導・相談

取組	内容	実施状況
知事指定薬物(危険ドラッグ)の指定	「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき知事指定薬物を指定し、危険ドラッグの販売・流通を規制	12物質 (H27～ 累計106物質)
薬物乱用通報・相談窓口	専用電話により薬物乱用通報、相談等を受付 (054-221-3317 (ささいな))	10件 (H26～ 累計77件)

6 今後の取組

学生との協働により、若者目線で若者に受け入れられやすい短編動画(デジタル広報)制作し、学生や生徒の利用が多い主要駅・犯罪の温床となる繁華街のマルチビジョン等を通じて情報発信するほか、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、講習会の開催に苦慮したことから、ウィズコロナ・アフターコロナに対応した講習会映像を制作し、大学等のリモート講習等に活用していく。

<静岡県薬物の濫用の防止に関する条例の運用状況について>

平成 26 年 6 月以降、危険ドラッグによる事件・事故が続発し、社会問題となったことから、県では、本審議会における審議を経て「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、これに基づき、国に先行して知事指定薬物を指定し、危険ドラッグの販売・流通を規制している。

本日までに、32 回、106 物質の知事指定薬物を指定した。

<条例に基づく知事指定薬物の指定状況（条例第 14 条）>

年度	指定年月日	指定物質数	指定物質名
H26	指定：1 回	8	
H27	指定：8 回	27	
H28	指定：5 回	14	
H29	指定：5 回	16	
H30	指定：5 回	14	
R1	指定：5 回	15	
R2	R2. 8. 26	5	① α -PiHP ②Furanylethylfentanyl ③ β -METHOXY-2C-D ④Isobutyrylfentanyl ⑤CHM-081
	R2. 11. 19	3	①MDMB-4en-PINACA ②2-methyl-AP-237 ③Isotonitazene
	R3. 1. 22	4	①5F-EDMB-PINACA ②AMB-FUBICA ③1cP-LSD ④MMB-022
合 計		106	

* 国が指定薬物に指定することで失効